

年次開示資料
【2019年12月期】

楽天証券株式会社

I. 会社の概況

1. 商号、許可年月日等

商 号 楽天証券株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 楠 雄治
所 在 地 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
電 話 番 号 03-6739-1700
許 可 年 月 日 平成 28 年 12 月 21 日
加 入 協 会 名 日本商品先物取引協会
委託者保護基金名 日本商品委託者保護基金

会 社 の 沿 革

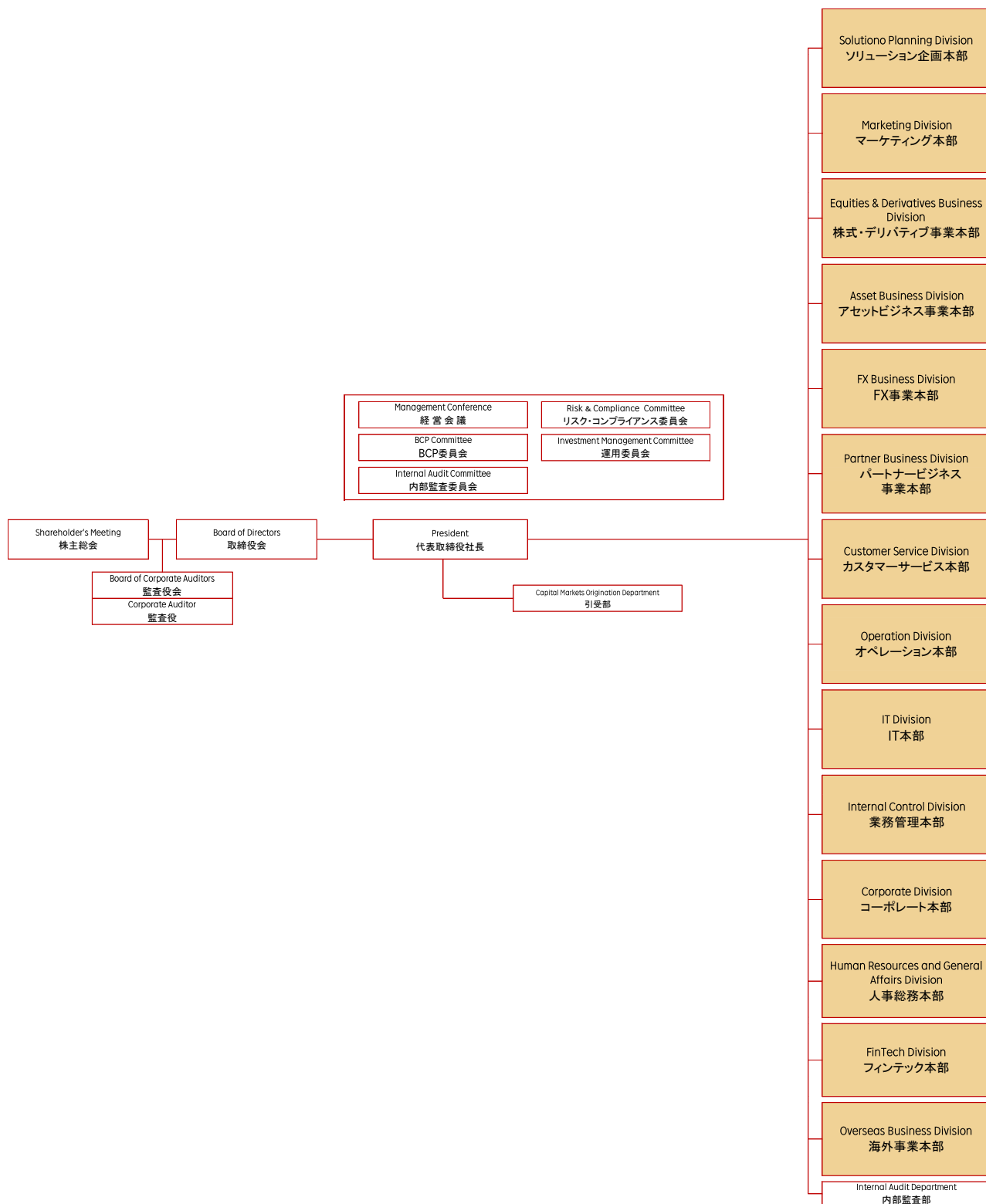
年 月	沿 革
1999 年 3 月	証券業を目的とし、東京都千代田区にディーエルジェイディレクト・エス エフジー証券株式会社を設立(資本金 1 億円)
1999 年 4 月	証券業の登録
1999 年 6 月	インターネットその他電気通信設備を利用した有価証券の売買及び売買の 取次業務等の営業を開始
1999 年 8 月	投資信託の取扱いを開始
1999 年 12 月	米国株式の取扱いを開始
2000 年 2 月	丸の内営業所の設置
2000 年 3 月	カバードワラントの取扱いを開始 資本金を 30 億円に増資
2000 年 4 月	東京証券取引所に正会員として加入
2000 年 9 月	信用取引の取扱い開始
2001 年 12 月	大阪証券取引所の正取引参加者資格を取得
2003 年 6 月	日経 225 先物・オプション取引サービスを開始
2003 年 7 月	マーケット FX(外国為替保証金取引)を開始
2003 年 11 月	楽天株式会社が弊社株式の 96.7%取得し、当社の親会社となる
2004 年 7 月	本店所在地を東京都港区に移転 「楽天証券株式会社」に社名変更
2005 年 4 月	名古屋証券取引所に加入
2006 年 3 月	金融先物取引業者登録、金融先物取引業協会加入
2006 年 7 月	資本金を 73.1 億円に増資
2007 年 4 日	日経 225 ミニの取扱いを開始
2008 年 5 月	「楽天 FX」のサービスを開始
2008 年 10 月	独立系フィナンシャルアドバイザーを活用した「IFA サービス」を開始
2009 年 1 月	本店所在地を東京都品川区に移転
2009 年 7 月	楽天証券サービス開始 10 周年記念投資セミナーを開催

2009 年 10 月	楽天証券ホールディングス株式会社および楽天ストラテジックパートナーズ株式会社と合併楽天株式会社の 100%子会社になる
2010 年 7 月	楽天銀行に金融商品仲介サービスを提供
2010 年 9 月	資本金を 74.95 億円に増資
2010 年 10 月	個人向け国債取扱い開始 海外先物（商品・株価指数）取引に本格参入 CME グループ、SGX に接続開始
2011 年 1 月	商品先物取引業の開始
2012 年 5 月	「金・プラチナ取引」サービスの提供開始
2013 年 1 月	楽天銀行の国内籍投資信託の販売事業の簡易吸収分割による楽天証券への承継を実施 『新楽天 FX』のサービス開始
2013 年 4 月	シンガポール証券取引所（SGX）のトレーディング・メンバー資格を取得
2014 年 1 月	NISA 口座でのお取引開始（取引日ベース）
2014 年 3 月	楽天銀行に FX ホワイトラベルサービスを提供
2014 年 7 月	連結子会社のドットコモディティ株式会社を吸収合併。大手ネット証券で唯一の国内商品先物取引の取扱いを開始
2015 年 7 月	本店所在地を東京都世田谷区に移転
2015 年 8 月	連結子会社の FXCM ジャパン証券株式会社を吸収合併
2015 年 9 月	FXCM Asia Limited（香港）の株式 100%を取得
2016 年 4 月	マレーシアでのネット専業リテール証券事業開始に向けた現地大手証券会社との合併会社設立 香港 FX 事業子会社名を「Rakuten Securities Hong Kong Limited」に変更 投資運用業および投資助言・代理業の登録
2016 年 7 月	ロボ・アドバイザー・ラップサービス「楽ラップ」 サービス開始 銀行代理業の許可取得
2016 年 8 月	FXAsia Pty Ltd（豪州）の株式 100%を取得 国内商品先物専用の最新トレーディングツール「MARKETSPEED CX」をリリース
2016 年 9 月	個人型確定拠出年金 サービス開始
2016 年 10 月	豪州 FX 事業子会社名を「Rakuten Securities Australia Pty Ltd」に変更
2017 年 2 月	楽天証券×楽天銀行 口座連携サービス「マネーブリッジ」に自動入出金機能を追加
2017 年 5 月	マレーシアでネット専業証券会社営業開始 100 円から始められる投資信託「100 円投資」 サービス開始
2017 年 6 月	「お客様本位の業務運営宣言」の公表
2017 年 9 月	地方銀行との業務提携（金融商品仲介ビジネスの開始） 「IR サポートサービス」開始
2017 年 11 月	PTS（私設取引システム）の取扱いを開始

2017 年 12 月	つみたて NISA 取引開始 AI による自動生成ニュースの配信を開始
2018 年 1 月	新ツール「株主優待検索」の提供を開始 分散台帳技術等を活用した「証券コンソーシアム」の発足
2018 年 2 月	3 市場接続の「SOR サービス」を提供
2018 年 3 月	海外 ETN の取扱いを開始
2018 年 7 月	「楽天 FA ビジネススクール」開講
2018 年 8 月	「らくらく担保」サービス開始
2018 年 9 月	SPU（スーパーポイントアッププログラム）に参加。ポイント投資で楽天スーパーポイント倍率が UP
2018 年 10 月	「MARKETSPEED II」提供開始 投資信託の積立において楽天スーパーポイントを利用できるサービスの提供を開始 「楽天カード」のクレジット払いでポイント還元を受けながら投資信託の積立ができるサービスの提供を開始
2018 年 12 月	NISA「即日買付制度」に対応 証券総合口座 300 万口座突破
2019 年 1 月	電子決済等代行業を登録
2019 年 2 月	香港で金・銀の証拠金取引を提供する子会社、Rakuten Securities Bullion Hong Kong Limited を新設
2019 年 3 月	PTS(私設取引システム)夜間取引を開始
2019 年 6 月	「MARKETSPEED II」及び「MARKETSPEED」の利用料を無料化
2019 年 7 月	米国株式の最低取引手数料を無料化
2019 年 10 月	証券会社 5 社と共同で「日本 STO 協会」設立 現物取引の購入代金と手数料で楽天スーパーポイントが利用可能に
2019 年 12 月	信用取引（ETF・REIT など）の取引手数料を完全無料化 すべての投資信託買付手数料を無料化 国内株式手数料「いちにち定額コース」の 1 日取引金額が 50 万円まで取引手数料無料 投資信託「定期売却サービス」の提供開始

2. 事業の内容

(1) 経営組織 (2019 年 12 月 31 日現在)



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、下記の商品市場の受託取引参加者として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。当社で取引できる商品は以下の通りです。

取 引 所 名	当社における取扱商品
株式会社 東京商品取引所	金、銀、白金、パラジウム 石油、ゴム とうもろこし、一般大豆、小豆

ロ. 国内商品市場取引に係る受託の取次業務

該当事項はございません。

ハ. 外国商品市場取引に係る業務

当社は、香港上海銀行（香港）を取次ぎ先として、外国商品市場取引における取引の委託の取次ぎ業務を行っております。なお、当社で取引できる商品は以下の通りです。

取引所名	当社における取扱商品
NYMEX	WTI 原油、ミニ WTI 原油、天然ガス、ミニ天然ガス、ガソリン、ヒーティングオイル
COMEX	金、ミニ金、マイクロ金、銀、ミニ銀、銅、ミニ銅
CBOT	とうもろこし、小麦、大豆、ミニとうもろこし、ミニ小麦、ミニ大豆、大豆油、大豆粕、もみ米

ニ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はございません。

ホ. 国内商品市場における取引を行う業務

該当事項はございません。

(b) 兼業業務

当社は、次の業務を兼業しております。(2019 年 12 月 31 日現在)

- 第一種金融商品取引業
- 第二種金融商品取引業
- 投資運用業
- 投資助言・代理業
- 銀行代理業
- 確定拠出年金運営管理業
- 電子決済等代行業

3. 営業所、事務所の状況

名称	所在地	電話番号
本店	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号	03-6739-1700
福岡カスタマーサービスセンター	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目 2 番 5 号	

4. 財務の概要（決算年月 2019 年 12 月期）

- (a) 資本金 7,495,517 千円
- (b) 営業収益 55,551,337 千円
- (c) 受取手数料 411,786 千円
- (d) トレーディング損益 — 千円
- (e) 経常損益 10,394,433 千円
- (f) 当期純損益 6,453,119 千円
- (g) 純資産額規制比率 380.2%

5. 発行済株式総数（2019 年 12 月 31 日現在）

70,799 株

（注）当社の株式は非上場です。

6. 上位 10 位までの株主の氏名等

氏名又は名称	保有株式数	割合
楽天カード株式会社	70,799 株	100.0%
合計 1 名	70,799 株	100.0%

7. 役員の状況

役職名	氏名	代表権の有無	常勤：非常勤の別
取締役会長	穂坂 雅之	無	非常勤
代表取締役社長	楠 雄治	有	常勤
取締役	高澤 廣志	無	非常勤
取締役	木目田 裕	無	非常勤
取締役	市原 敬介	無	常勤
監査役	今井 隆和	—	常勤
監査役	大久保 淳一	—	非常勤
監査役	森本 大介	—	非常勤

(注) 監査役 大久保淳一、同 森本大介は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役です。

8. 役員及び使用人の数（2019 年 12 月 31 日現在）

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	8 名	5 名	701 名	709 名
(うち外務員数)	(0 名)	(0 名)	(60 名)	(60 名)

II. 営業の状況

1. 営業の経過及び成果（決算年月日 2019 年 12 月期）

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

2019 年 12 月期の国内商品先物取引受託事業は、証券総合口座を開設いただいた個人のお客様に対して、キャンペーン等による案内を中心に集客を行い、顧客基盤の拡大施策を実施いたしました。

当社の主要取引銘柄である東京商品取引所の金は年初の 1 月から 5 月まで 4500 円～4800 円の範囲で大きな動きが無かったことから、売買枚数が低迷しました。しかし 6 月以降には急速に騰勢を強め、9 月には 5300 円を超える水準まで上昇し、売買枚数も大きく増加することとなりました。又、年末にかけては高値のまま揉みあう展開となり、そのまま大きな値動きが無いまま年末を迎えることとなりました。

国内商品先物取引による受託手数料は 6 月から 9 月においては単月の受託手数料が前年同月を上回りましたが、その他の月では前年を下回ることとなり、通期では前年比で 17% 減少し、年間の受託手数料合計額は約 4 億円に留まることとなりました。

東京商品取引所の 2019 年の全商品の合計取引枚数は前年比 19.5%と大幅に減少し、19,017,381 枚となりました。当社の 2019 年の全商品合計取引枚数は取引所と同様に前年比で減少しましたが、減少幅は 13.3%にとどまることとなりました。

当社が提供している海外商品先物取引の通期（1 月～12 月）は前年より若干の増加となりました。

※国内商品市場における取引の状況（カッコ内は取次）

（単位：枚）

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計
金	現物先物取引	980,259 (-)	—	980,259
銀	現物先物取引	3,931 (-)	—	3,931
白金	現物先物取引	300,448 (-)	—	300,448
パラジウム	現物先物取引	12,444 (-)	—	12,444
金ミニ	現金決済先物取引	175,985 (-)	—	175,985
白金ミニ	現金決済先物取引	54,182 (-)	—	54,182
ゴールド 100 (ゴールドスポット)	限日現金決済先物 取引	191,480 (-)	—	191,480
ガソリン	現物先物取引	31,305 (-)	—	31,305
灯油	現物先物取引	2,671 (-)	—	2,671
原油	現金決済先物取引	138,462 (-)	—	138,462
ゴム	現物先物取引	56,498 (-)	—	56,498
小豆	現物先物取引	196 (-)	—	196
一般大豆	現物先物取引	19 (-)	—	19
とうもろこし	現物先物取引	15,294 (-)	—	15,294

(b)外国商品市場取引

当社が提供している海外商品先物取引の通期（４月～１２月）は前年より若干の減少となりました。

※外国商品市場における取引の状況

（単位：数量）

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計
NYMEX WTI 原油	現物先物取引	3,652	0	3,652
COMEX マイクロ金	現物先物取引	2,603	0	2,603
COMEX 金	現物先物取引	2,055	0	2,055
CBOT とうもろこし	現物先物取引	1,538	0	1,538
NYMEX ミニ WTI 原油	現金決済先物取引	1,294	0	1,294
NYMEX 天然ガス	現物先物取引	770	0	770
CBOT 大豆	現物先物取引	663	0	663
CBOT 小麦	現物先物取引	554	0	554
COMEX ミニ金	現金決済先物取引	544	0	544
CBOT ミニとうもろこし	現物先物取引	491	0	491
CBOT 大豆油	現物先物取引	369	0	369
その他 10 銘柄	現物先物取引	1,686	0	1,686

(c)店頭商品デリバティブ取引

該当事項はございません。

(２) トレーディング部門

(a)国内商品市場取引

該当事項はございません。

(b)外国商品市場取引

該当事項はございません。

(c)店頭商品デリバティブ取引

該当事項はございません。

(３) その他部門（兼業業務に関する事項）

当事業年度の兼業業務に係る営業収益は、55,139 百万円となりました。

２．取引開始基準（2019 年 12 月 31 日現在）

別紙 1 取引開始基準 参照

３．顧客数（2019 年 12 月 31 日現在）

(a) 国内商品市場取引における顧客数 8,211 名

(b) 外国商品市場取引に係る顧客数 18,181 名

(c) 店頭商品デリバティブ取引 0 名

Ⅲ. 経理の状況

1. 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,836,035	流 動 負 債	1,766,900
現 金 ・ 預 金	102,475	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	8,636
預 託 金	1,235,659	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	8,636
金 銭 の 信 託	1,800	信 用 取 引 負 債	149,300
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	24,710	信 用 取 引 借 入 金	18,057
商 品 有 価 証 券 等	948	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	131,243
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	23,761	有 価 証 券 担 保 借 入 金	179,007
営 業 投 資 有 価 証 券	8	預 り 金	954,813
約 定 見 返 勘 定	311	受 入 保 証 金	309,747
信 用 取 引 資 産	406,325	有 価 証 券 等 受 入 未 了 勘 定	24
信 用 取 引 貸 付 金	320,946	短 期 借 入 金	160,000
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	85,378	前 受 金	307
立 替 金	130	前 受 収 益	7
募 集 等 払 込 金	4,170	リ ー ス 債 務	123
保 管 有 価 証 券	255	未 払 金	43
短 期 差 入 保 証 金	48,709	未 払 費 用	3,889
支 払 差 金 勘 定	1,646	未 払 法 人 税 等	501
前 払 金	231	賞 与 引 当 金	259
前 払 費 用	435	販 売 促 進 引 当 金	207
未 収 入 金	2,377	役 員 賞 与 引 当 金	30
未 収 収 益	7,018		
貸 倒 引 当 金	△ 229	固 定 負 債	938
		リ ー ス 債 務	562
固 定 資 産	34,282	資 産 除 去 債 務	94
有 形 固 定 資 産	1,519	退 職 給 付 引 当 金	281
建 物	331		
器 具 備 品	969	特 別 法 上 の 準 備 金	3,805
リ ー ス 資 産	218	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	3,792
無 形 固 定 資 産	24,388	商 品 取 引 責 任 準 備 金	12
ソ フ ト ウ ェ ア	17,198		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	1,431	負 債 合 計	1,771,643
リ ー ス 資 産	414		
の れ ん	4,335	純 資 産 の 部	
顧 客 関 連 資 産	1,008	科 目	金 額
投 資 そ の 他 の 資 産	8,374	株 主 資 本	98,673
投 資 有 価 証 券	36	資 本 金	7,495
関 係 会 社 株 式	6,144	資 本 剰 余 金	4,511
長 期 貸 付 金	269	資 本 準 備 金	4,511
長 期 差 入 保 証 金	1,173	利 益 剰 余 金	86,666
長 期 前 払 費 用	41	利 益 準 備 金	132
繰 延 税 金 資 産	114	そ の 他 利 益 剰 余 金	86,534
そ の 他	2,542	別 途 積 立 金	6,500
貸 倒 引 当 金	△ 1,948	繰 越 利 益 剰 余 金	80,034
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1
資 産 合 計	1,870,318	純 資 産 合 計	98,674
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,870,318

2. 損益計算書

損 益 計 算 書〔 2019年 1月 1日から
2019年12月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		55,551
受 入 手 数 料	19,605	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	15,731	
金 融 収 益	19,270	
そ の 他 の 営 業 収 益	943	
金 融 費 用		2,465
純 営 業 収 益		53,085
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		41,878
取 引 関 係 費	19,107	
人 件 費	4,823	
不 動 産 関 係 費	1,688	
事 務 費	7,540	
租 税 公 課	706	
減 価 償 却 費	6,774	
の れ ん 償 却 額	438	
貸 倒 引 当 金 繰 入	653	
そ の 他	146	
営 業 利 益		11,207
営 業 外 収 益		24
営 業 外 費 用		837
経 常 利 益		10,394
特 別 利 益		88
投 資 有 価 証 券 売 却 益	88	
特 別 損 失		706
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	49	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	0	
固 定 資 産 除 却 損	657	
税 引 前 当 期 純 利 益		9,776
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,584	
法 人 税 等 調 整 額	△ 261	3,323
当 期 純 利 益		6,453

3. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

[2019年 1月 1日から
2019年12月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,495	4,511	4,511	132	6,500	78,194	84,826	96,833
会計方針の変更による累積的影響額						386	386	386
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,495	4,511	4,511	132	6,500	78,581	85,213	97,220
当期変動額								
剰余金の配当						△5,000	△5,000	△5,000
当期純利益						6,453	6,453	6,453
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計						1,453	1,453	1,453
当期末残高	7,495	4,511	4,511	132	6,500	80,034	86,666	98,673

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3	3	96,836
会計方針の変更による累積的影響額			386
会計方針の変更を反映した当期首残高	3	3	97,223
当期変動額			
剰余金の配当			△5,000
当期純利益			6,453
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1	1,451
当期末残高	1	1	98,674

4. 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。また、商品先物取引業固有の事項につきましては、日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業統一経理基準」（1993年3月3日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して作成しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する商品有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

その他有価証券で時価のあるもの...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

その他有価証券で時価のないもの...移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ...時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年 ～ 18年
器具・備品	2年 ～ 15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース資産については、主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 販売促進引当金

顧客サービスの一環として株式委託手数料等をポイントで還元しており、その支出に備えるため、当事業年度末の付与ポイント数に過去の消費実績を勘案し、消費見込額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則第111条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶと見積られる期間で均等償却することとしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより顧客との取引で発生する収益計上方法を変更し、第三者が関連する取引において当社が代理人に該当する場合及び収益取引に関連した顧客への支払いについては、金融費用及び販売費及び一般管理費と相殺した純額のみを収益として計上することといたしました。また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱

いに従っており、当会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当会計年度の営業収益が2,215百万円減少し、金融費用は1,744百万円減少し、販売費及び一般管理費は701百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ230百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は386百万円増加しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保提供資産及び担保に係る債務

担保に供している資産はありません。なお、信用取引借入金18,057百万円の担保として信用取引の自己融資見返り株券1,910百万円、受入保証金代用有価証券1,153百万円を差入れております。

2. 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (上記に属するものは除く)

(1) 差入れている有価証券

①信用取引貸証券	138,868百万円
②信用取引借入金の本担保証券	18,032百万円
③消費貸借契約により貸付けた有価証券	183,411百万円
④その他担保として差入れた有価証券	7,137百万円

(2) 差入れを受けている有価証券

①信用取引借証券	34,244百万円
②信用取引貸付金の本担保証券	312,228百万円
③受入保証金代用有価証券	419,609百万円
④消費貸借契約により借り入れた有価証券	59,673百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 3,674百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,187百万円
短期金銭債務	1,541百万円

5. 取締役及び監査役に対する金銭債権債務

短期金銭債務	9百万円
--------	------

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	9百万円
営業費用	5,140百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	70,799	—	—	70,799
合 計	70,799	—	—	70,799
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2019年3月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,000百万円
- ② 1株当たりの配当額 70,622円47銭
- ③ 配当原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2018年12月31日
- ⑤ 効力発生日 2019年3月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当のうち、効力発生日が翌期となる剰余金の配当に関する事項

2020年3月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 配当金の総額 3,000百万円
- ② 1株当たりの配当額 42,373円48銭
- ③ 基準日 2019年12月31日
- ④ 効力発生日 2020年3月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権

該当事項はありません。

4. 当事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因の内訳

繰延税金資産	
金融商品取引責任準備金	1,161百万円
貸倒引当金	666
賞与引当金	79
退職給付引当金	86
関係会社株式評価損	171
株式報酬費用	151
販売促進引当金	63
固定資産除却損	154
未払事業税	44
その他	173
繰延税金資産小計	2,752
評価性引当額	△ 2,073
繰延税金資産合計	679
繰延税金負債	
顧客関連資産	308
資産除去債務	13
契約獲得資産	149
契約履行資産	91
その他有価証券評価差額金	0
繰延税金負債合計	564
繰延税金資産の純額	114

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は個人顧客を対象とした株式等金融商品の売買の媒介および取次業務を中心としたブローカレッジ業務を主たる事業としております。ブローカレッジ業務の一環である信用取引において、買建については顧客に対して金銭の貸付（信用取引貸付金）を、売建については株式の貸付（信用取引貸証券受入金）を行っております。顧客に対する信用取引貸付金に充当するため、株式市場、金融市場の状況や信用取引の増減等の資金需要を勘案して、証券金融会社からの借入（信用取引借入金）のほか、コールマネー等による資金調達を行っております。また、信用取引における貸株に充当するため、証券金融会社から株券の借入に見合う担保金の差入（信用取引借証券担保金）を行っております。

このほか、顧客から受け入れた預り金、信用取引に係る受入保証金、デリバティブ取引や外国為替証拠金取引に係る受入証拠金等を「金融商品取引法」に基づき顧客分別金信託等として、当社固有の資産と区分して信託銀行へ預託（預託金）しております。これら預託された信託財産は、主に銀行預金等で運用しております。なお、顧客から受け入れた国内有価証券市場デリバティブ取引に係る受入証拠金については、金融商品取引所へ直接預託（短期差入保証金）を行っており、信託銀行へは預託しておりません。外国為替証拠金取引については、顧客との相対取引を基本とし、社内規程に基づき、カウンターパーティとのカバー取引を実施しております。カウンターパーティとの有価証券貸借取引については、資金調達等を目的として、社内規程に基づき、取引上限を設定の上、有価証券担保条件付きの借入等を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社における金融商品は、主に預託金や信用取引資産であります。預託金は、主に顧客分別金信託等であり、銀行預金により運用しているため、預け入れ先の信用リスクに晒されて

おります。また、信用取引貸付金等の信用取引資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

外国為替証拠金取引については、顧客との相対取引のほか、これにより生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対による外国為替取引を行っており、外国為替リスクと金利変動リスクのほか、顧客に対する信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクと決済リスクを有しております。

③ 金融商品に係る管理体制

信用リスク、市場リスク、流動性リスクは、社内規程に基づき、リスク・コンプライアンス部にて管理を行っております。

信用リスクに関しては、顧客の建玉管理や運用先の信用状況のモニタリング実施等により、貸倒損失を極小化することとしております。市場リスクに関しては、株式、債券および外国為替のポジションについて限度額を設定の上、モニタリングを行っております。流動性リスクに関しては、安定的な資金繰りを維持し、緊急時に備えた一定水準の借入枠を確保することとしており、これらの状況をモニタリングしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	102,475	102,475	—
(2) 預託金	1,235,659	1,235,659	—
(3) 商品有価証券等（資産）	948	948	—
(4) 信用取引資産	406,325	406,325	—
信用取引貸付金	320,946	320,946	—
信用取引借証券担保金	85,378	85,378	—
(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券	1	1	—
(6) デリバティブ取引	15,125	15,125	—
(7) 信用取引負債	(149,300)	(149,300)	—
信用取引借入金	(18,057)	(18,057)	—
信用取引貸証券受入金	(131,243)	(131,243)	—
(8) 有価証券担保借入金	(179,007)	(179,007)	—
(9) 預り金	(954,813)	(954,813)	—
(10) 受入保証金	(309,747)	(309,747)	—
(11) 短期借入金	(160,000)	(160,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(4) 信用取引資産

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等（資産）

(単位：百万円)

	2019年12月31日
当事業年度の損益に含まれた 評価差額	13

(5) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(その他有価証券)

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	0	1	1
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		0	1	1

(6) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

外国為替証拠金取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額	時価額	評価損益
顧客	売建	593,398	12,962	12,962
	買建	456,859	2,884	2,884
カウンターパーティ	売建	933,944	33	33
	買建	1,055,206	△ 755	△ 755
合計		3,039,408	15,125	15,125

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当なし

(7) 信用取引負債、(8) 有価証券担保借入金、(9) 預り金、(10) 受入保証金及び (11) 短期借入金

これらの時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	37
組合への出資金	5
関係会社株式	6,144

非上場株式及び組合への出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

【収益認識に関する注記】

当社の「顧客との契約から生じる主たる収益」は、以下のとおりです。

受入手数料は主に株式等の委託売買に係る委託手数料や投資信託販売に係る代行手数料を計上しております。

委託手数料においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点で収益を認識しており、原則として履行義務の充足後2営業日以内に手数料を受領しております。

代行手数料においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する事務代行を履行する義務を負っております。取引価格は、代行手数料が投資信託の純資産等を参照して算定されることから、契約開始時点で報酬が確定せず、対価の金額に変動性があります。対価の金額は当社の影響力の及ばない市場環境等の要因の影響を非常に受けやすく、収益の重大な戻入が生じない可能性が非常に高いと判断できないことから、報告日までに確定した代行手数料の金額を取引価格に含めております。当履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 親会社の子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の直接被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼 任等(名)	事業上の 関係				
親会社の子会社	楽天銀行株式会社	東京都世田谷区	25,954	インターネットによる銀行業	—	1	金銭の預入	資金の預入(注2)(注3)	3,198	預金	12,436
	楽天信託株式会社	東京都世田谷区	259	インターネットによる信託業	—	0	信託取引	金銭の信託(注4)	30,000	預託金	270,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1： 取引金額には、消費税は含まれておりません。

注2： 資金の預入取引については、期間が短く、かつ回転が早いいため、取引金額の欄は純額表示としております。

注3： 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

注4： 金銭信託の取引金額については、金額が多額であるため、取引金額の欄は純額表示としております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 1,393,733円93銭

1株当たり当期純利益 91,147円04銭

5. 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

以 上

取引開始基準

楽天証券株式会社では、次のとおり「口座開設基準」及びお取引を開始する際の基準等を設けております。

I. 海外先物取引（外国株価指数先物取引、外国商品先物取引）

【海外先物取引規定】

（口座開設基準）

第2条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、海外先物取引口座の開設の申込みを行うことができます。

1. すでに当社に総合証券取引口座、外国証券取引口座及び先物・オプション取引口座を開設していること。取引開始時に当社所定の証拠金額以上の現金を入金できること。
 2. 年間の収入が一定額以上であるか、一定額以上の金融資産を有していること。
 3. 海外先物取引口座の開設には原則として国内先物・オプション取引若しくは外国為替証拠金取引若しくはCFD取引若しくは6ヶ月以上の株式取引(信用取引を含む)又は商品先物取引の経験があること。海外先物取引制度、海外先物取引に関する説明書の内容、当社の海外先物取引ルール、海外先物取引のリスク等を理解し、本規定並びに「海外証券先物取引等口座設定約諾書」及び「海外商品先物取引口座設定約諾書」等の内容を承諾していること。
 4. 海外先物取引における仕組みやリスクを理解し、すべてのリスクを享受できること。
 5. 住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む。）等当社の定める事項が正しく登録されていること。また、それらの事項に変更が生じた場合は速やかに当社に届け出ること。インターネットを利用できる環境にあり、パソコンの操作に支障がないこと。
 6. 電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうること。
 7. 本規定、海外先物取引ルール、海外先物取引に関する説明書等の交付については郵送交付や手交による書面の交付に代えて別途定める電子交付サービスをご利用いただけること。
- 2 当社は、上記要件及び当社の海外先物取引口座開設基準に基づき口座開設の可否を審査し、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、海外先物取引を行うことができるものとします。審査の結果、口座の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。

また、弊社では、「海外先物取引規定」第2条の規定を受け、口座開設時にお客様に御確認いただく「海外先物取引ルールについて」（2～3ページ）において、具体的に次のとおりご案内しております。

【海外先物取引ルールについて】

2. 口座開設基準

海外証券先物取引及び海外商品先物取引（以下、併せて「海外先物取引」といいます。）は、有価証券・商品現物取引に比べてリスクが大きく、大きな利益を得られる可能性がある一方で大きな損失を被る可能性もあります。したがって、当社で海外先物取引口座を開設していただくにあたっては、次の条件を満たしていただくことが必要となりますので、どうかご理解いただきたくお願い申し上げます。

◇海外先物取引口座のお申込みをしていただくにあたっては、本書、「海外証券先物取

引に関する説明書」、「海外商品先物取引に関する説明書」、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「海外商品先物取引口座設定約諾書」、「海外証券先物取引及び海外商品先物取引に関する確認書・同意書」及び「海外先物取引規定」の内容をご承諾いただき、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「海外商品先物取引口座設定約諾書」を電磁的に差し入れていただくこと。

お客様が当社にて海外先物取引口座の開設をお申し込みになる場合には、あらかじめ上記書類に目を通していただき、ご理解のうえ、承諾していただくことが条件となります。

◇当社の定める基準を満たしていること。

海外先物取引は、有価証券・商品現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっています。また、有価証券・商品現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、お客様が海外先物取引を始めるにあたっては、お客様が当社の定めた基準に該当しているかどうかを審査させていただくことといたします。

主な基準は次のとおりです。

- お客様が当社の証券総合取引口座を開設していること。
- お客様が当社の外国証券取引口座を開設していること。
- お客様が当社の先物・オプション取引口座を開設していること。

当社で取引をお申し込みになる場合は、必ず当社の証券総合取引口座及び外国証券取引口座及び先物・オプション取引口座を開設していただく必要があります。

- お客様がインターネットをご利用になれる環境をお持ちであり、パソコンの操作に支障がなく、ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

海外先物取引口座開設のお申し込みは、当社のWEBでのみ受付いたします。したがって、インターネットをご利用になれる環境は必須となります。また、重要なご連絡につきましては、電子メールで当社からご連絡いたしますので、ご自身のメールアドレスをお持ちであることも必須となります。

- マーケットスピードをご利用いただけること

当社の海外先物取引は、マーケットスピードがメインの取引チャネルとなりますので、マーケットスピードをご利用いただけることが必須となります。WEB・携帯端末からはお取引いただけませんので、ご了承ください。

- お客様が当社と常に電話で連絡を取れる状況にあること。

建玉の評価損益や証拠金の状況は、相場の変動によって大きく変化することがあります。また、海外先物取引の決済注文についてはお客様の差入れ又は預託している証拠金の範囲でまかなうことができない不足金が発生することもあります。不足金（「20. 決済等に伴う不足金」をご覧ください。）が発生した場合は、当社よりマーケットスピードのログイン後の「お知らせ・連絡」の画面に掲載するなどしてご連絡させていただきます。

- 住所や電話番号、職業（勤務先）等が当社に正しく登録されていること。

上記のように当社よりお客様に常に連絡が行える状態としていただくため、住所や電話番号、勤務先等は正しくご登録いただく必要があります。

- お客様が先物・オプション取引の経験若しくは株式投資の経験または商品先物取引の経験をお持ちであること。

前述のとおり、海外先物取引は、単純な現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっており、また現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、海外先物取引においては取引時に相応の知識・経験が要求されます。当社の海外先物取引においては、原則としてすでに国内の先物・オプション取引若しくは外国為替証拠金取引若しくはCFD取引若しくは6ヶ月以上の株式投資（信用取引含む）経験または商品先物取引のいずれかの取引投資経験をお持ちの方を対象にさせていただきます。

- 海外先物取引を行う時点で当社証拠金所要額以上の証拠金を入金できること。

当社海外先物取引においては、口座開設後に新規建玉を建てる際に当社証拠金所要額以上の現金を必要とします。その他、海外先物取引においては、取引の損失

リスクを考慮し、お客様の収入が最低300万円以上、又はお客様が保有する現金・有価証券等の金融資産が300万円以上お持ちであることが条件となります。

○ 本書等を電子的に交付することに同意いただけること。

海外先物取引口座開設時に、本書、「海外証券先物取引に関する説明書」、「海外商品先物取引に関する説明書」、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「海外商品先物取引口座設定約諾書」、「海外証券先物取引及び海外商品先物取引に関する確認書・同意書」及び「海外先物取引規定」を書面に代えて電子的に交付しますので、WEBでご確認いただくことにご了承いただく必要があります。

上記取引基準を満たしていただくほかに、当社では、WEBで口座開設審査を行っております。また、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話での審査が必要となる場合があります。なお、上記取引基準を満たしている場合でも必ずしもお客様のご希望にそえない場合もあること、その場合の理由については一切開示いたしかねますことは、あらかじめご理解ください。審査の結果、口座開設完了のご連絡につきましては、電子メールで通知いたします。

以 上

II. 国内商品先物市場取引

【個人の場合】

1. お客様の年齢が満20歳以上であること（原則）
2. 当社の定める各種規程、約款、ルール等に同意いただけること
3. 各商品の取引の特徴やリスクを十分理解し、自己の責任と判断において取引できること
4. 「契約締結前交付書面」等の各書面が電磁的方法により交付されることに同意していただけること
5. 財産の状況や資金性格及び投資目的が商品先物取引の性格に照らして適切であること
6. お客様ご自身で設定された投資可能資金額内での取引を遵守し、ご自身による口座管理が行えること
7. インターネット利用環境を保有し、お客様ご自身で、インターネットにより取引・口座管理が行えること
8. お客様ご自身のメールアドレスをお持ちであること
9. 取引に必要となるお客様の個人情報をご提供いただけること
10. お客様ご本人の名義で取引していただけること

これらは口座開設のお申し込みに必要な条件です。口座開設申込書及び本人確認書類受入れ後、当社において口座開設審査をさせていただくことになります。

また、適合性の原則等の観点から、当社が不適格と判断する条件に合致したお客様においては、口座の開設をお断りしております。

口座の開設をお断りする条件

1. 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、その他行為能力者として不適当と当社が判断した方
2. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
3. 破産者で復権を得ない方
4. 商品デリバティブ取引をするために借入れをする方
5. 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品デリバティブ取引における秩序を乱すと思料される方
6. 損失が生じるおそれのある取引を望まない方
7. 情報通信機器の操作を通じて取引ができない方
8. 反社会的勢力と関係を有している方

原則、口座の開設をお断りする条件

1. 年収300万円未満かつ金融資産300万円未満の方
2. 75歳以上の方
3. 長期療養者およびこれに準ずる方
4. 職業その他の事由により、本人の所在が一定せず連絡が取り難い方

※上記に該当しない方においても、当社が不適格と判断した場合は、口座開設をお断りしております。

このように、審査の結果によっては口座開設のご希望に添いかねる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、審査の結果については結果内容に係らず全て非開示とさせていただきます。

【法人の場合】

1. 商業登記上の本店所在地にて郵送物の受取が可能なこと
2. 法人情報および取引責任者を正確にご登録いただけること
3. パソコンにて取引が可能なお環境をご用意いただけること
4. 電子メールアドレスを保有し、電子メール及び電話により連絡がとれる法人であること
5. 商品先物取引等各商品にかかる各種書面の電子交付に同意できる法人であること
6. 商品先物取引等対象取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解している法人であること
7. 楽天証券株式会社の定める各種規程、約款、ルール等に同意いただけること

取引担当責任者について

法人口座のお客様は取引および取引に付随する行為（以下「取引等」といいます）について代理権を有する方を（以下、「取引責任者」といいます。）あらかじめ選任し当社にお届けいただきます。

1. 取引責任者は1口座につき1名のみです。
2. 法人代表者が取引責任者と同一でもかまいません。

取引担当責任者の基準

1. 法人代表者に代わり楽天証券株式会社との取引について、責任及び権限がある方であること
2. 年齢が20歳以上であること
3. 商品先物取引等に関する十分な知識を有していること
4. 口座名義人である法人に籍があること
5. 緊急時には当社が電話による連絡を行う旨を承諾していただけること、及び取引責任者様の連絡先電話番号を正確にご登録いただけること

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引責任者の指示によるものとします。

1. 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引責任者の方に差し上げます。
2. 取引責任者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人の代表者またはそれに準ずる方にご連絡させていただきます。

上記の口座申込基準及び取引責任者の基準は口座開設のお申し込みに必要な条件です。口座開設申込書及び本人確認書類受入れ後、当社において口座開設審査をさせていただきますこととなります。審査の結果によっては口座開設のご希望に添いかねる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、審査の結果については結果内容に係らず全て非開示とさせていただきます。

※法人口座開設の受付は、平成28年9月より休止しております。

以 上